服飾管見

7 遠3
1.369
2

逸
門
1369
2

服飾管見巻第四目録

朝服

朝服始　頭巾製　頭巾文色
表衣製　表衣文色　表衣裏
襖子製文色及裏　半臂製
半臂文色　汗衫製
汗衫文色　同帯　表袴製衣
表袴文色　中袴製文色
袷單袴製文色　十衣製衣文色

祝製文色　襪　明衣

草帯　魚袋　笏　扇

帖紙

宮内省図書寮

服飾管見巻第四

権中納言従三位源朝臣宗武撰

孝徳天王代御宇ヨリ八代ノ天武

朝服始ミヤドノコロモノハジメ

天皇代御宇ヨリ八代ノ天武

[illegible]

[illegible]

其遺
造製とハいひながら、天武皇の御宇ゆゑ、
（一説に有まじ）
冠に圓領（頸宛）紐下襲（ホウし）
なり、衣の長紐つけ
加利（ヨ）襌を着ると、（簡集）服と（給ひて）
かし、襌ハ袴と合せ用ひ給ふ事
襌（ケ）を（意）
ハ襌袴とも、（任て）
紐つけ（ケ）衣ハ、仁徳天皇の御宇（り）
（え）れ

どもの（ろ）ハ、（と）
（猶）猟ハ（服）礼（事）
（ま）ハ、（り）（前）
（で）（ら）
（照）
（袖）（宛）（迄）
用ひ（ら）ハ、天武（の）（遣）（凡）（ありけ）
（其）（服色）（有り）
（ハ）（統）（ら）（け）（今）（ま）
文武の（ら）

せら

[illegible]

服玩

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ひたいの絹を覆ひて纓もてゆ
結びその長き頭巾の左右の穴に冠を著る笄を通し
の上を覆ひてもとゝ結び垂れ細く輪
ゆゑの絹の尚きを巻いて左右の長き波の纓の
長き端をつゝみ垂れ毎日絹の長き
端を結と云ひ、纓の姿
あの纓のこと也、古への唐帽子
蓮花ともいひ、蓮花七年八月の太政官の處分
さてんまバ、たくハ纓ハ衣の立領ニ
うつくしくとゝ中世利ハいとなゞ故

て巻紙和紙などの事は出来ざるなり、又新ふ
木を以て透額を拵ひ額なども出来
る事なり紙袋の糸にて縫ひ合せたる
内を細く筆にて書きて壁にかけれど
琵琶の撥の如くなれば琴軍の絵入れ
ひ物をなぐり書ゆるの後に刷り迫して表遣
てかたどりのごとくにして絵とあ事ひ物程
常に敬て今は別物はうるものとも
又ゆるとも言も其事の古くは必しも用ふるに
足ざるもの繼服式の月毎の印版の色刷の

撰錄に御中子の車又人倫の組中まゝ中子の
事なるべし東京式も樸駁の濃ハ東京に有
中子の濃ハ東のふるに実ろふて中ふて
ふ物ハ後よりでうゝ用ゐて也ても見べき事中
ふるハ大ふゝ式の頭の木に付て居まうと用也

利人うハ元服の外ハ中子なるち衣服をハ用ゐずさ
襁の姿も後世ハ抱子なるゆゑ抱中の後世
へ為ちうゝ様ハ追ふ入れ込ぶるよ
てなる道理英たあ様家の説などとくしゝ
どもさらゝ事うふてあるとなるのるんいと平生

背ま
来ハ背ひるゝあと今ハらとめ(る)(き)
頭巾文色(色)
今を人(る)に、(ム)ゆ伝ゝり上(つ)ゝ皆(鬼)の羅(ウラ)の頭巾、
六位ゝ下ハ色(鬼)の緩(カトリ)の加(う)むるゝ(せ)緩(俏)ハ編(俏)ゝ
刺(リ)文(有)のあ(る)べきゝ(る)ゝ(ず)羅(羅)ハ文(ちゝも左ごも)のあ
ハ(づ)きをや用(う)ゝ(れ)ゝ(ん)、考ふ礼冠の柳形ゝ羅
を用(う)ゝ事ハ古ゝ(へ)刺(リ)ゝ(え)て今も用ゝ(う)めるゝよ文也、
ゝ中世(更)文衣(ゝ)ハ上ゝ達部も表の衣の外ハ白
紗(俏)を用(うめり)、(是)色ゝ古ゝ次(殘)を(せ)ゝ(ず)ゝ(ず)ゝ(ず

羅(左)ばかりなるべし、延喜(の比)の比ハ既よりかうむりの羅(羅)有り文(もい)

でうのうち、朱雀村上の御時(頃より)ハ五位ハ白(つ)ハ用ひ、文

あり羅と用ひて、孝ふなりめ後世ハ文(あ)ひの羅なり(き)とて、

文をめでたくかぶ(ち)ば、當(當)可ハ中(巾)子の前と襖(襖)の表のと文

を勢(せ)て、ひ(ひ)ろく(叔)用ひ、宮(ろ)ばかりなり文(た)ハ

ふ(ふ)るもあれど、それを元(ひろ)ぶ(ふ)ハ遠くやさ(ま)ぶ(ふ)ハ

近く(き)ばめでたく(め)ハ是ハいとやさ(ぞ)しくもあ(ハ)

めハ(ら)で、文ひの羅(似)なれば(ば)やく(羅)羅

文をぬこせて(て)文を載て、さ(ぞ)ま、ねその

文直(ひら)ハ中(ひら)ハ直(たて)なり、ま(ホ)さ四(つ)菱の

遠文也 中比の絵 今ハ後美の繁文を用ふ人しひも
どえぐ〜し 亦文信以トも仁ハ中ハ中ハ繪子文
ぬひ者多羅の部中と用ふれど猶ぐつてらん
こ絵と用ふべきや詩

表衣 裏衣 制衣

考ふに唐の公服てふ物とうつ也 黄袍は
代勢ぐらきとこのこ高る 英 ま 和銅 ケ
元年年八月 三度 近ふ定めぐり 英後 き 度八文
ゐ絵ふとものみて 次 冠 よ 文 ぐ成 ム 延喜 喜 正
式ニ衣の袖幅 高下 さハ六尺 と 音 ふ 同 ぐ 一尺

[illegible]寸以下、裏腹の間[illegible]一尺[illegible]

[illegible]、又袍の裾を長く切る事は、[illegible]

むしろ[illegible]の浮[illegible]表衣は長さ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四位の人のたこえ[有]かさねなどなき袍を着たる
書[よるに]少[中行]
なぐハ[つ]上[えあり]
[あるさぞ]思[繁]
[ずす]袍の[さび]
[くらに]
[る]
[を]
[ず]
[術]
[も多]
[古]
[也]
[ケ]
[る]
[也]
[禮]
[半]
[ず前]
[る]
[き程よ]
[を]
[すべ]

表衣文色

今ハ一品以下大臣一位ハ深紫王二位ハ
位ハ浅紫ハ四位深緋ハ四位の位浅緋
六位ハ深緑ハ位ハ浅緑ハ位ハ深緑初位ハ浅緑
無品親王ハ深紫無位の親王ハ浅紫世の無
位の親王ハ薄蘇芳諸臣も又一位の嫡子ハ嫡無位ハ
位一位の庶子ハ三位迄の嫡子庶子の無位ハ
浅緑四位ハ嫡子庶子の無位ハ紫五位の嫡子庶子
の無位ハ浅緋五位ハ世以下王の式部ハ四位ハ
始ハ事衣服令ハ云ハ養

老四年服制[illegible]
王八[illegible]と[illegible]
乃服色[illegible]
[illegible]
大同元年[illegible]七位[illegible]
位八位と[illegible]
[illegible]
[illegible]

西宮按ニ黄衣無品親王孫王源氏及良家子孫弱冠者

いと[illegible]

[illegible]

[illegible]

と用ふ、是皆朱雀[村上]の門時ふる民ぞまうけなり

[illegible]也、今は宮[illegible]とる事の[illegible]、[illegible][極上]て[illegible]改

[illegible]也、位[illegible]の[illegible]信の[illegible]黒[illegible]た[illegible]ぬ[illegible]外記

更[illegible]ぶ[illegible]、兼[きたう]、[illegible]衣[illegible]也、六位[illegible]漢

[illegible]、又、今[illegible]の比朝[illegible]服[illegible]て[illegible]用[illegible]

淳和成[illegible]信[illegible]の朝服[illegible]

[illegible]に[illegible]に[illegible]たいま[illegible]ざ[illegible]

[illegible]を[illegible]載[illegible]多[illegible]代の制[illegible]

[illegible]定[illegible]の朝服[illegible]の[illegible]

[illegible]載[illegible]代の制[illegible]

[illegible]定[illegible]近[illegible]の[illegible]信[illegible]の制服[illegible]

[illegible]の[illegible]中[illegible]

又為別服いむしきふまらるゝ、養老二年仰
宣ぬていまゝられるゝ、仁五年ゝ
ぞ内の官人、為初位と云ふをゆるす、若
人ゝ蓋秋さ為初位、ゆ織出し、結五位以上、初服
ハ紫見ゆ、又位ハ蓋秋穀を用ひ、ゆ織の単
賛布なを用ひて、延喜内宴式四位五位
乃至農官の料、又賛布ゆ、於御門式の前服の門
郊社黄の単の袍の料、又織ゆ、又文の単なる
服し、中比ハ多くハ藻堅食と、門単なる、古絵
さるむ、又ゆめ、五位ゆ織ゆ、

て、くらいなのいろいろ法のとなりまるく、新るハ三ツ鶴、
大岡又井文そまり、拾改周白ハ立蘭三ツ外新るハ
月ほう文紀記そびうしう、今ハ書屋草の物ひと
物左輪ハ物遠と物なとひやうりて法家用う
也、常時ハ物遠と物なとひやうりて法家用う
物ハ物の書屋外ハ良の家めの外新るハ用ひぬ遠文新るハ重大文
物ハ物の書屋外ハ良の家めの外新るハ用ひぬ遠文新るハ重大文

繁文なるハ多く小文や五位已上冬春ハ袁の格農の祝、
夏文秋ハ袁物の草ハ祝や六位以下ハ俗或ハ俗の消
袁物と夏と夏とも物とるて用う仙ハ異仙新ハ
ひるず五位已下の文の祝袁ハ應仁の後次第に世のちろ
ちろいなるハ比ハ比ハ比

[illegible]

表衣裏物の事

中須ゆかくるもとゝ為ひなしうすき絹のゝ

ゆきゝ[illegible]ハ[illegible]くゝ[illegible]べゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ表

[illegible]色[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

事ハ同屋殿乃法事、後世今宮殿頃東門赤色袍の事、但
上達部の礼服乃裏ハ蘇芳と用ゝ又深浅の緋の袍ハ
緑素深緑深絲黄の襖ハ白練裏ハ下る事皆乃衛門式
今の本定ハ左衛門深緑の襖の裏料のゝ浅緑とか
ハ遣ハ袍ハ白練袍なり大臣の袍の色ハ
練袍とのゝ心へハ
白練袍の事ハ
紫紋ハ深浅の紫の袍ハ蘇芳表
深浅乃袍ハ蘇芳の
裏ハ
ハ
ハ

裏とも用ひべきなり

[illegible]

[illegible]

襖子製文色及裏の事

[illegible]

遣度のもの等之給

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まへ襖子も初のごとく裏料なれば表の衣の志た
がみ襖子と成こと上古ありしなり後世たりとも
り利根世代頃五位已以上の朝服に中古後世施たれば
襖子ハ裏表表裏もきわめたるなり成べし三位已以上の
異なる袴を用うる頃ハ又事あを用うる事たせ

色ハ大方ま時の定めなるよう縫殿式の年中行服
料のまゆさ船ん事を製ハ襖子ハ上つ
なるとハ襖とうきこ下の異なるとハ袴とかくのこ

半臂 製衣

事物紀原ハ二儀實録を引て唐高祖を祖と滅

て半臂とす、又面白く今は背子也と申伝へ侍る

武の年中御服料の袷の唐臂の料の絹と中宮の袷の

背丈の料の絹と丈八尺四寸巾二尺八寸

ゆゑ〳〵のまく御服なるべし

唐臂は暑せんとて

ゆゑ〳〵ハ唐臂の具ハ裏ハ白で袴なると衣の袴

よりの袴の裾に行縢をしたくるゆゑ

料は唐臂の裏ゆゑ

の袷の袍の東帯ならば祖なるべきハ暑

是袍ハ遠て人面ハ暑ハ襴ハ

ちゑ民、裏腹よハ何迚も異民、縫腹まゝ駒のハ
必き所、是なるゝ必裏忘紙ゟ、是ハ半臂ハ用なれ
ども袴ゟとゝ所なれ、袴ゟ二ツまゝ
ゟ迚ハ、まゝ駒のゝ縫なゝ縫腹のゝ
ゟハ裏忘紙ゟ、今ハ縫腹ゟ

にもゝ民、裏腹ゟ用ゆ人れ袴ゟの事
第九の巻ゟ論ゝ

半臂文色

延喜縫殿式の御服料ゝ十月ゟ二月迄毎月ゟ
臂十領藍四領紫六領十一月一領十二月二領並ゟ

白袋用ひとひろひて汗衫十領藍四領蒲萄染六領十
一月一領十二月二領無文白を用ひとりあり扇の
御料に半臂十領紫五領藍五領九月一領白
を用ひ汗衫十領色々半臂に同じとひれいこれは
半臂の紫蒲萄染なるをとこうづ蒲萄染衣服
令代服色條

の袋紫のいとうすきものといへどもいと濃くはなけれども紫と
のこゆげまられて濃子汗衫
汗衫に蒲萄染と有紫なきをと思ふ御半臂の紫は
殺いと高き蒲萄染
てもなるもとうづ　四半臂汗衫同じ色を用ひる常の
事なれども厚き或は色減紫色者奉詫已上聴通
用五位已上聴着半臂とあるは色人の半臂汗衫は
同じ色ならでも有紅中紫頃を用ひるべし三位

三上殿上人も禁色申れ侍ハ袴も黒束帯と云云

春ハ黒束帯とい表ハ大文の浮線綾の丸文の綾を黒く

染打出たる後の代のものゝハ大方冬ハ束帯の袷袙と云ハれど

ハ御料の袷ハ御直衣御下襲の裏の小袙なれば正色

下三位以上ハ直衣の表も浮線綾の丸文なれハ束帯も指文を用ゐる歟

袴の表の三位袴ハ御直衣ハ三位已上のもかゝるなれハ束帯もかゝるべし

凡人も童殿上の袍ハ袍束帯の袷袙なれど禁色ゆるされ例の

丸文の袍を着れ侍ハ殿上人ハ束帯も丸文を着ると云云

又裏袍ハ裏表共に文ハ書ず下襲の裏の定なり大文の

ずゝ丸文なるとゝ云云

繁菱の綾ハ黒く染打出たる表と裏と束帯ハ水色の裏

くも濃打の裏なり

もゝ説ゆゑとゝ云云

絵ハ裏ハ黒く染打出たる裏を用ゐるとい裏なけ

れハ夏秋ハ裏ハ菱秋の黒束帯ハ大文の三位袴の裏

穀を黒く染て一重ハ切黒束帯ハ丸文なり

なりぬ。されどなほ何ぞなりぬるもきりめり。梅ぞ花さかぬ。

已下は、冬春は、薄も乾し、表平絹御躰を、鄰端深うして打ち

卅鄰端深の平帛と、中は濃濃なりと、こは鄰端深は、墨がさねの表

紅濃萩芳と、直しして用ひ、しなり、真の鄰端深は、たえ、貞て鄰端深は、つしは濃中

帛の製の文の名の中に、いろいろ、さて打ち

部沈の黒ちの帛と、濃濃なりとなるもあり。

仍て、こは鄰端の平下製

を、きる、とりの表、

柿の平下製、時に表裏平絹の

青平なり、夏夏秋は、一重もて、食ひ製よ同じ、綿忘絃

はい沈も、帛と、物と沈りとも、裏の天、宮ねの重よ

滅、製、冬の綾の半臂、冬の附とへども、綿必、羅類の裏の附と、うと

今、是、帛の、如、表裏綿忘絃の色、滅、冬なり

はの遠也、明月記建暦元年大嘗会の御禊の條に、禊、裏、衣、物具、等、

宿所、登花殿、殿、殿、

巻青簿標前円
青白簿標

之由右頃當時人多堪之処代々毎交替色人以為
[illegible]又非異論不可有難之日許存也又曰左府亜相
[illegible]両殿有不許
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

汗衫製　第九の巻に詳細あり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くびくゝ帷と有てそれとかくべく又袴の長袴と
云ふ物ハ世の事にて有べく表袴なるべし
舞人ハ袍の袴もかければ汗衫と又足ゝ者ゝ
ゝ袴とをとゝ成れば舞の時の情果て御覧
汗衫の袴と也ゝ終て也と云ふ物ハ半袴の
製ひろき事ありなるべく代ゝ長袴ゝ代ゝ長也
と云ふ物ハ長袴の事ハ表の袴の事ハ今ハさせる利なく大ゝの事ハ略ス
定
随取式の身也御所科の中ゝ汗衫ハ袴の科の
所縁定文引ゝ定人ゝ又ゝ式の例
帽子を考ゝ人ゝ無ゝ人と云て御汗衫を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三ツ有白さハ神事ハ沖縄ハ藍染薄黄染地
ハ扨ハ下ハ常ハ白さを用ひ
の中ハ貴賤ハ慶之代親王卿皆以生絹紬為夏
汗衫暑絶為表袴束絶為裙深絶為履裏而今
諸司史生皆以白鈍為汗衫白鈍為表袴白絹為

襪蒐褐為履裏とも
上ハ白さを用ひ常ハ
三位已上の表ハ白き大文の浮線綾の丸文ハ綾ハ
下襲ハ紫ハ紫の時ハ下襲の裏ハ常
鄭玄深也色を鄭玄深の下襲とも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

汗衫の事也、三尺ばかりハ、今の世にもとハ中候入さるとて裏ハ
出る不申候、紙を丸くまるめて、つゝに郷蔵の代
繭の紙をとゝ事也、
たゝの郷蔵の中に郷ばかりの表の
蛍小夢抄中候水色平紙用ふる
裏
ぶくゝ山吹なゞハ黄染蒲萄ハ蔦縹桜ハ蔦紅桜ハ
色ばかり表の色ばかりなる
ハ裏の色ばかりなる
ハ表の色ばかりなる
ハ裏の色ばかりなる
ハ表の色ばかりなる
ハ裏の色ばかりなる
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃張り襲(裏)ぬれば、近(ち)八年(の)あら老(た)
ふるもかつぐ中ぬ返し文信ぬ書のと卒て
ひろ位御諸陳の事籠りは、御諸陳の事に紫(ゆ)
更籠ゐ柳(下)の事に紫(を)ぬ(さ)ぬ(あ)ぬ(ま)
なぬ(け)ぬ生御と豊笠の下紫(表)ぬ(つ)ぬ御諸陳の

述籠(ふ)りも、柳(下)の事に紫籠りも、向き事に紫(下)
ぬ(ま)ぬ(ま)ぬ(ま)

て用ひべし後世襲汙袴りハ常に裏とせる人多し

ゆゑなきことなり安からし

表袴製

順ゞ使名珍ふ古袴唐令云慶善乗舞用人白

絲布大口袴和名抄云表袴

元元

袴さうゝ貞観伐式延喜式等ふ鉦鼓ゝ

人ゝ礼彼此大口ノ男袴ワタキヲノアヘセとしのりし表袴度世

ハ表袴のうへ[illegible]たちの[illegible]せ[illegible]

迦どっくい[illegible]今の[illegible]

とる袴の裾と切[illegible]横袴布[illegible]

[illegible]袴の裾[illegible]切り[illegible]又[illegible]切裾[illegible]
袴の[illegible]廣く切り[illegible]
[illegible]裾[illegible]裁て乃[illegible]
[illegible]衣服の[illegible]ハ裏の[illegible]
[illegible]袴の裾のごとく
[illegible]中[illegible]裏[illegible]

[illegible]袴[illegible]て袴の如[illegible]
[illegible]ハ[illegible]横[illegible]
布[illegible]ハ[illegible]
裾の[illegible]ハ[illegible]
裾[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

表袴文色

延喜儀殿式第十四の科の中の御表袴の科の條

引き文とぞ名付け侍りける。いとこ母と裏表同じ色なり。

りゃうぞめなりて、中世より上郭はうるき紗は霞はあに故仰

窠の浮織物

古き画ハ例の窠なれど後四合院の御表袴の窠なれ

若時編線結其次図織物文為也霞窠マデハアラズとぞ

ハ彼比ハ既浮織物なるゆゑ雲絡のごとく、

窠の中に為也ものなりて、かくなりてハ九文

の図織物手元ていハ所なる文の後也、菱ゴとハ文とハ云へとも

の丸文為の丸文など

保氏ハ丸文、そ、為ハ為ゴ浮織あの窠ハ中ゴも丸と云ひて固織ハ結なるゆゑ

ひろめし窠もさて窠の中ゴ文と丸様と云ひ始

こゞまゝ。第ハ結めし菱も丸文

や無紋氏伝ゴ用ひけむ為ゴ皆ゴ丸ゴ裏とハ器さて中

袴を結ひ手ゴ、窠ゴ結ひ昇の表袴ハ今も白き絹ゴ結ひ

然る所人いと達の部なるにし、

中袴製文色

是も延享寛政式年中の地袴表袴中袴各十腰

料紙十束四文別と五文絲三両六分二銖別三銖ありなり

又もしこれ彼大口袴を車着して表袴とし、

下袴なり中袴とふこと有り、西宮抄臨時祭の陪従装束の中より表袴ありて、

又合大口とあるハ中袴の也彼陪従の装束に袴をはけて褶を[illegible]

あ中袴といひ[illegible]ハ表袴に合ハ中袴の心なり、[illegible]

地袴の袴の下袴も常はかり補の下袴も、

合袴ともふ[illegible]

後の世の表袴に裏有

て裏なしのものを[illegible]ハ、故中袴と表袴とあり

[illegible]科に表袴の裏と中袴の表と[illegible]

[illegible]
白き絹（絹）後の世ハ[illegible]（深）[illegible]
てハ紅[illegible]（打）[illegible]（絹）今も年[illegible]白き絹（絹）と[illegible]
用ひ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

裃帽子（アヒ）制表文色

是も縫殿式の年中[illegible]御服料ハ春冬ハ月毎ニ
裃、裃帽子、裃各十料並料紅絹十三疋一丈五尺裃
別（コトニ）五丈二尺帽子別（コトニ）二丈六尺五寸綿五十屯別（ニ）五屯絲
三両二分（ニ）二銖別（ニ）四銖と足（タス）四月九月ハ裃の御裃の

錦別一色小袖五六七月ハ袷の帷袴なり其製

今常なりし小袖ハ袖口ハ狭く袖丈ハ物の長

世ハ茶袍の袖広く大きく成り裾ハ此袖に似た大

きくなりたり後の世ハ多くハ左の袖より口を行ふなり

中に男女共に袖口ハ狭く袖丈ハ

なり上ハ袋と用ひ文ハ菱ぶちなれども大なる小文の

の遠文ハ文の浮線綾の丸文なりきこれ小袖

繋文ハ多くハ人丸ほど帷子ハ長く袖ハ

ほそく色ハ紺ハ深蘇芳なり紅花

ハ白色裏ハ表と同じきもあり紬絹ハ深褐

色なり

り えぎ 夢ひなどの袍とする袖ハ広くてもよろし

光頃三位ふとこと色と用ひ れハ一色と定め 侍也 草 高ハ文の巾 菱

の繋文色は袷のゝ同し色袴袖口人ハさゝ
いとゞ地下の四位及上の五位ハ上達部ふ同し
しえぶふをあてしさ色又濃紫の表
袴の裏袖口袴ゝて文色もきらく
地下の五位ハ下ハ赤袴と用
ゝ色ハ前ゝ同し此袷袴束帯のときハ一領のかさね
とゝ人ゝ人ゝもゝ
さむらひ

三ッもきてむ草の袴こゝ必一領ハきれ袴ゝ裏ハ
上達部ハ袴と法皇ハきる色ゝ
ゝ同じ

狩衣製文色

狩衣とて別なるものゝ色袷袴の表と打きるとゝ

それハ板裙と丹裙とつゝめるがさねきハ薄黄なるを
裙とそいふ紅濃裙のまくらとしてあるもおなじ
也文ハ袷の裙と同し裏ハ紅平絹包なるてあり
こゝハいとくいさゝか也中比なりしもいでし事多く例の袷の
裙のようきうふくなるもなどなきハ

ハ多くハこれ西宮殿ハ裙とゆふなりハ丹衣のと
り給下ゆとゆふなり例の袷の裙草の裙なる

初製文色

こゝく紅裙といふ今ハ大口定元慶元年中
門院料のうちハ裲と如何彼置服

料ハ袷別四丈掌制二丈腰料八尺袴別五錄とな
世俗の文人とゆるされ長くめしてゆ袴とな
てゆるとりもたれば表裏中裏の料の袴の袴の袴の袴
なるに二八五錄なるべしもの永綱卿物語
裝束抄ホスヨリ上へ内少し入如ソレバモダサ
ヨリ下ハ四ヘニナルと為るべしもの
遠ハよぶるとられさてとれちめくちの名
もいかるとしたるとは部と用ひ袴ハ中袴
同じ似しうべらしなるとの袴の袴の
かよろめ袴の袴と用ひ人をれ

さてはいそだくるものなれば、いかに物をなる
ものゆゑ、道理式の御料とてもかくなれば、
故に、裏物なるべし、その袍の世は用
延長儀殿式の御料科をもれば、月ありて織の絶
袍

袴

ひろうくい御袴多し絶と言ふ、後の世は絹
和ごの用ふる人ありて、又夏は生絹を用ふ
ひろびろいも絲の袷の袴
明衣

さてのいろいろ時草の袴
ひせとうとてきる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

裝束ハ重乃清つらなる衣の清
衣の清なる
けなる事と思ひ添へ清なる常なる金物
上ハ重ひらひハ衣と用ひ六位ニトハらぬと用ひ
とるべし故定暦十九年ニ初て参議以上の者ハ
の者ハ延暦十八年九月十八年ニ月五日の格
りなる自餘ハ常例のごとしとあるバ
ひなる彼二ハ中れなる事ひなる
長厚ニ成り九四位の袍常ハ参議以上の者

着用し、紙帽、鳥帽、冠、扇、象牙、次実皮、繁標は五位
已上通用とする。又紀伊石帯の隠文
定板石帯は参議已上金具の刻漢帯かゝび尾
石帯は五位已上並に着用とする。紀伊帯の白
はげるは六位已下並に用ひられる。

鳥扉の帯は六位已下共用とする。但し五天の文
ぬかはかに、かざりうの角、紀伊のえらは
石帯にて定板の石帯にて金具の刻
袴は合張に鋳し文様にて上は唐帯とは尾部
と用ひる。毎鋳の形むしは中沈

ちうハ巡方丸鞠柳上なぐ時ハ後乃世ハ柳上とな
用ぬ巡方とも丸鞠乃ち成用ふ靴とはく徒の
五位已上有文の巡方と用ふ常ハ文の丸鞠
靴とは
常ハ巡方とも用ふ上達部ハ有文の丸鞠とも方文
の巡方とも用ふ四位五位ハ靴とはぎ其ハ門も

文丸丸鞠六位已下ハ靴成はこさも文の丸鞠
毎巡方も丸鞠も人ハ袴乃上ハ結乃上ハ白さ
ニ二文ばかりみと常著りはくこハむなどの袴
ハ文とも形ふりもしくばかりあはせてかちぐ科
りしかも丸ふもなくむ人をなどのハ乗りあてもむぐさ

鍔
清り金に素文糸巻にてつくる金ひるまき
の裏紙に二つ目にして経と直て帯
革にはくさくさいうくの桃なり

龍
帯乃装束の革帯なり
足袋の左ハ金右ハ銀にて鍔
有り

矣袋

九
こ矣の腹帯也如何なる事ハ清涼殿の御
[illegible]

秀
定長浮忘或ハ化矣袋ハ[illegible]

[illegible]乃装ハ銀装とする
飾物ハ帯の第二の石乃右乃方ニ付く或ハ第一の石
人乃肥瘦ニ[illegible]付ケ[illegible]

肥
緒
紐糸或ハ[illegible]四位黒漆或ハ朱
漆
漆[illegible]の[illegible]豊明の[illegible]御の帯[illegible]矣袋ハ赤
く緑色にて金の筋と[illegible]

筋
[illegible]矣の袋[illegible]れハ矣

袋とゝ[illegible]平[illegible]ゝ[illegible]の[illegible]の[illegible]ハ鮫皮[illegible]包[illegible]箱の

上ゝ[illegible]銀の奥とゝ[illegible]ゝ各わたるあてゝ[illegible]

[illegible]ハ節会[illegible]上[illegible]伺ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]節会[illegible]ハ元ゝ七日[illegible]茅[illegible]上[illegible]ハ大[illegible]会の[illegible]祓行[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]即位の[illegible]多[illegible]五位三[illegible]

[illegible]服[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

又春日の[illegible]の使[illegible]の[illegible]使[illegible]

[illegible]使[illegible]付[illegible]ゝ

後照念院殿の拔[illegible]元三中[illegible]袋[illegible]後鳥羽院

御時相似大[illegible]即[illegible]行[illegible]

[illegible]被[illegible]撤[illegible]ゝ[illegible]ハ靴[illegible]

[illegible]

笏

定 [illegible]淳[illegible]ゝ[illegible]五位已上ハ牙笏ゝ白木笏ゝ[illegible]通用

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

つの時分は信濃にも信濃にもちくさとこれそれまひろごりこち筒を用ひ
き後は本のかもさきはれで面代五位已上は姫くらこい
信濃にも櫟(櫟)なれど用ひべきよそ、ほきそけがのわかい反
上のそのそのかわ
のさくさくるるそけ(有)ば(波)の殺りしさくのそぐいなづめて
東のろくなりそれど五位(ろくい)上つらさいの木(六)信濃にもいさしめ(ろく)

扇

をかさ(を)はさ泥の移りてそ、檜なりは紅なりそむいろ(ま)

ゆ泥絵かど(書)かて、かは泥(泥)てりさうを泥絵ふどるかは(せ)
は茅のかりて絵泥(泥)て
泥川砂子(引)など(ま)ふ、又泥(泥)てさ(こ)ぐ(有)、簿(絵)
かさてもば絵とりて、るく(ま)のいとしてそぐ(ふ)ぐ絵りとる
ひしぐりて(諸)食りく、て絵を取あく(わ)やて(せ)扇く(ま)きて
りべく、要は表くるる表く悔と合のは泥そ絵(若)
さ絵は檜かうを用ひ(う)岩(に)そとるく(に)ぐ絵あなど(ど)て

泥絵かきて村濃の糸にて織りて表裏のごとく
さ骨のうへにかけ袖と襟とを
ふくろ織りたる帯のごとくかたちをなして
ゆるく結ばる
長二寸計なるたばねて紙の縒りてはりたる
ものなるべしとあるて
さてらに斗ふくろ
長
物
紙
長
長

蝙幅又細骨なども用ひ但束帯に長
骨などは用ひざるべし説ひとしきるべ
ふくろ
長
ふくろ
長
五
承
五
年四月廿七日戊寅日今日侍従詩賀文宣旨
例参仍所用也長束位袍
太
文
中
表
色
赤
黒
単
衣
依
如出
濃菫浮線綾袍
表
裏
赤色
紙
長
書イ
世イ
書イ
細骨
数骨也
扇
袖
蝙幅と骨は竹と紙と
ちるべ
骨の色白赤
青
黒
月
ひはほのぶ
赤

ひろ、要い角也、又無大骨斗にて紫檀藤等にてなどして

他にても ひろ紙ハ白素紫香深などなり

泥塗又ハ絵にもかくにハ金銀ぬりの品ぶし

幸にも 何 調骨共扇も無さ ごとき 唯木の骨紙

用ゆるなり 注

帖紙

是も 何 ごとき ハ 蒔絵 と 云 斗にもなりきめて

表ハ 紙 なり 裏ハ 紙 なり 紙とハ 元 ふ

又 是も 表 ハ 絵 ハ 書 ハ 絵 書 ハ 書 ハ 檀紙 ハ

と 用ゆ